

令和 7 年 8 月 2 9 日

第 8 回 総 会

議 事 録

呉 市 農 業 委 員 会

議 事 録

日 時：令和 7 年 8 月 2 9 日（金） 午後 2 時

場 所：呉市役所 7 階 7 5 1 ～ 7 5 3 号室

付議事項

議案第 37 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案第 38 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

議案第 39 号 農地法第 5 条の規定による許可条件の履行延期承認申請について

議案第 40 号 地域計画の策定に係る意見聴取について

報告事項

第 1 号 農地法第 4 条の規定による届出の受理について

第 2 号 農地法第 5 条の規定による届出の受理について

第 3 号 非農地証明について

第 4 号 非農地判断について

出席委員

1 番 柏木 健二	2 番 田中 慎二	3 番 谷 新子	4 番 宮脇 和幸
6 番 高本 光之	7 番 立花 達也	8 番 水場 光輝	9 番 今井 満
1 0 番 亀山 博司	1 1 番 秋光 貴志	1 2 番 岡本 亮二	1 3 番 島田 徹幸
1 4 番 大道 正孝	1 5 番 竹内 誠	1 6 番 新田 隆次	1 7 番 石田 尚則
1 8 番 神藤 敦美	1 9 番 北村 正次		

欠席委員

推進委員

山田 修 平本 真人 藤本 隼人

事務局

城戸事務局長 倉中事務局次長 宮崎課長補佐 庭月野課長補佐 藤並主任 藤岡主事

(午後２時)

議長（北村）：それでは、出席者が過半数に達していますので、ただ今から令和７年第８回呉市農業委員会総会を開会します。本日の議事録署名者に、１６番 新田委員、１７番 石田委員を指名します。皆さんにお願いがあります。総会の資料には個人情報が含まれていますので、取扱いにご留意ください。また、議事進行の妨げとなりますので、携帯電話、スマートフォンは電源を切るか、マナーモードに切り替えてください。

議長：事務局から配付資料の確認をお願いします。

事務局：配付資料の確認をさせていただきます。今回の事前配付として、議案書と申請農地位置図そして、資料１「地域計画の変更について」を送付しています。また、当日配付しました資料２「農業委員会の法令遵守の実施及び今後の対応について」と「令和７年第８回総会議案現地確認写真」です。ありますでしょうか。

議長：それでは付議事項に入ります。議案第３７号「農地法第３条の規定による許可申請について」を議題とします。１番について、事務局の説明をお願いします。

事務局：１番の申請地は、仁方町字戸浜〇〇番〇、地目は田、面積は３５２㎡の第２種農地です。申請の事由につきましては、譲渡人は、譲渡人が高齢により耕作困難なため売買するもので、譲受人は、経営規模を拡大し、野菜を栽培するものです。

議長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

宮脇委員：４番 宮脇です。申請地は、仁方第２トンネルから川尻方面に進んだコンビニエンスストアの右下側にあります。譲受人が借りて耕作されていましたが、譲渡人から売却の話があり今回の申請となりました。ご審議よろしくをお願いします。

議長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議長：なし。

議長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議長：異議なし。

議長：それでは、本件は、許可と決定します。

議長：２番について、事務局の説明をお願いします。

事務局：２番の申請地は、阿賀南９丁目〇〇〇〇番〇、地目は畑、面積は４２㎡の第２種農地です。申請の事由につきましては、譲渡人は、譲渡人が高齢により耕作困難なため売買

するもので、譲受人は、新たに花を作付けするものです。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

宮 脇 委 員：４番 宮脇です。申請地は、冠崎から休山方面に３００ｍ程進んだ辺りです。写真左手前の住宅と一括で購入されました。現在、紫陽花等の花が植えてあります。今後は、奥さんが花を栽培されるそうです。ご審議よろしくお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可と決定します。

議 長：３番について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局：３番の申請地は、安浦町中央３丁目〇〇番〇〇、地目は登記地目は雑種地ですが、現況地目は畑で、面積は１５４㎡の第２種農地です。申請の事由につきましては、譲渡人は、遠方に居住し、耕作困難なため、売却するもので、譲受人は、経営規模を拡大し、野菜を作付けするものです。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

平 本 委 員：推進委員 平本です。申請地は、呉信用金庫安浦店の南５００ｍ程の場所にあります。防草シートの張られた農地と住宅を一括購入されました。許可後にシートを剥がし、農地として利用するとの事でした。ご審議よろしくお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

石 田 委 員：１７番 石田です。申請地の地目は雑種地ですが、現況が農地という事で、農地法第３条の許可申請が出されたならば、地目も農地への切り替えを指導するべきではないか。

立 花 委 員：７番 立花です。現状農地との説明でしたが、防草シートが張られた状態で、現況を農地と判断することは出来ないのではないのでしょうか。

事 務 局：本件について、申請者から事前の相談がありました。登記上は雑種地ですが、資産税課が農地として課税評価しており、今後、農地として使用する事から、農地法第３条の許可申請を行うように伝えました。特に地目変更までは、求めています。

議 長：その他、ご意見はありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可と決定します。

議 長：４番について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局：４番の申請地は、蒲刈町大浦字殿河内〇〇〇番〇ほか２筆、地目は畑、面積の合計は１
３６０㎡の第２種農地です。申請の事由につきましては、譲渡人は、譲受人の要望によ
り、売却するもので、譲受人は、経営規模を拡大し、かんきつを栽培するものです。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

大 道 委 員：１４番 大道です。申請地は、旧大浦棧橋フェリー乗り場の近くです。譲受人は、他
の地域で野菜をつくられており、今回、かんきつ栽培を行うため、この土地を求めまし
た。ただし、無農薬栽培を行うとの事で、周りの農地への影響が気にはなります。ご審議
よろしくお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可と決定します。

議 長：５番について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局：５番の申請地は、蒲刈町大浦字脇谷〇〇〇〇番〇ほか４筆、地目は畑、面積の合計は２
３５１㎡の第２種農地及び農用地区域の農地です。申請の事由につきましては、譲渡人は、
譲受人の要望により、贈与するもので、譲受人は、経営規模を拡大し、かんきつ及び野菜
を栽培するものです。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

大 道 委 員：１４番 大道です。申請人は、父から相続により取得した農地の管理が出来ないので、
譲受人である叔父に相談し、今回の申請になりました。ご審議よろしくお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可と決定します。

議 長：６番について、事務局の説明をお願いします。

事務局：6番の申請地は、豊町久比字大浦〇〇〇〇番〇ほか5筆、地目は畑、面積の合計は1270㎡の第2種農地です。申請の事由につきましては、譲渡人は、遠方に居住予定で耕作が困難となるため、売却するものです。譲受人は、経営規模を拡大し、かんきつ及び野菜を栽培するものです。

議長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

大道委員：14番 大道です。譲受人は、東広島在住となってはいますが、元々地元（久比）の方で写真に写っているのが譲受人の家です。いずれ、帰って来られる予定です。農地も適切に管理されていました。ご審議よろしくお願いします。

議長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議長：なし。

議長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議長：異議なし。

議長：それでは、本件は、許可と決定します。

議長：次に、議案第38号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。
1番について、事務局の説明をお願いします。

事務局：1番の申請地は、郷原町字中峠〇〇〇〇〇番の〇ほか2筆で、地目は田、合計面積は841㎡の第2種農地です。転用の目的は、太陽光発電施設として利用するため、売買するものです。規模等は、太陽光パネル168枚、発電容量49.5kwを設置する計画で、全量自家発電となるため電気売買契約書の写しの提出があり、中国電力との発電設備等に関する契約については、契約済となっております。関係法令については、都市計画法による開発許可及び宅地造成等規制法による許可は不要で、農振農用地区域には、指定されていません。

議長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

山田委員：推進委員 山田です。現地は、段々畑が7段あり、上から2段目と3段目が申請地になります。土地の境とフェンスの間に防草シートを張り、草刈を年3回行うそうです。ただし、申請中にもかかわらず、近くの住民に対し、許可が出たかのような話をしたと聞いております。ご審議よろしくお願いします。

議長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

谷委員：3番 谷です。私の農地が申請地の下にあります。設置業者があいさつに来られましたが、はっきりとした話はしていません。にもかかわらず、地域の心配をよそに手続きは進んでいます。私ごとですが、現在の地権者の同意を得て防護柵を設置しています。排水対

策も気になります。事務局説明では、年3回の草刈を行う事になっていますが、いずれも確約されたものではありません。

議 場：「太陽光発電設備への転用許可について」委員の意見交換

- ・申請書が整っていれば、これを拒む事は出来ないのではないか。
- ・設置業者と管理業者が異なる場合があり責任の所在が不明確となる。
- ・太陽光発電設備の設置は、全国的に苦情（トラブル）が多くあることから、国は地域説明会の実施を義務付けたと聞いている。
- ・申請者に総会に来てもらい、説明を求めれば良いのではないか。
- ・申請内容が守られるように、当農業委員会の内規として、同意書の提出を求めては。
- ・書類が整っていれば、許可を出すのであれば、何のための農業委員会（総会）。

議 長：色々なご意見が出され、本総会での結論は出せません。地域の不安を解消するため、当面の対応として、転用許可申請時の確認に加え、許可書交付時に再度、隣接地及び住民への配慮をお願いすることにしては如何でしょうか。その他、ご意見はありませんか。

議 場：なし

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可と決定します。

議 長：2番について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局：2番の申請地は、音戸町大字渡子字中原山〇〇〇〇番〇、地目は畑、面積は合計72㎡の第2種農地です。転用の目的は、墓地用地として使用するため売買するものです。規模等につきましては、譲受人は墓石を設置して墓地として使用するものです。なお、本件は、墓地の設置許可を受けずに平成26年に墓石を設置して墓地として使用しており、始末書添付による申請で、現在、墓地の設置許可について呉市生活衛生課に申請中のため、墓地の設置許可を条件として許可をすることとしています。また、9月中には墓地の設置許可の見込みがあると譲渡人から聞いております。関係法令については、都市計画法による開発許可及び宅地造成等規制法による許可は不要であり、農振農用地区域には指定されておられません。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

立 花 委 員：7番 立花です。申請地は、音戸市民センターから西回り車で10分程の場所にあります。既に墓地となっています。仕方ないのでは、ないでしょうか。ご審議よろしく願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、墓地、埋葬等に関する法律の許可に合わせ許可すると決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、墓地、埋葬等に関する法律の許可に合わせ許可と決定すると決定いたします。

議 長：3番について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局：3番の申請地は、安浦町安登西5丁目〇〇〇番〇ほか1筆、地目は田、面積は合計で654㎡の第2種農地です。転用の目的は、太陽光発電施設として利用するため、売買するものです。規模等は、太陽光パネル106枚、発電容量44kwを設置する計画で、全量自家発電となるため事業計画書の提出があり、中国電力との発電設備等に関する契約については、契約済となっております。関係法令については、都市計画法による開発許可及び宅地造成等規制法による許可は不要であり、農振農用地区域には指定されていません。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

平 本 委 員：推進委員 平本です。申請地は、呉信用金庫の跡地で現在化粧品販売店付近。排水はJRの敷地内にある排水路に流せるので心配はないと思います。先程（1番議案）と同じ譲受人です。特に問題はない様に思います。審議よろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可と決定します。

議 長：4番について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局：4番の申請地は、安浦町中央北2丁目〇〇〇〇番〇、地目は畑、面積は294㎡の第2種農地です。転用目的は、住宅1棟及び駐車場3台分として利用するものため、売買するものです。関係法令については、都市計画法による開発許可及び宅地造成等規制法による許可は不要であり、農振農用地区域には指定されていません。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

平 本 委 員：推進委員 平本です。申請地は、JR安浦駅の裏側で、呉市が区画整理した住宅地の

中にあります。周りは、住宅地であることから許可で良いと思います。ご審議よろしくお
願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可と決定します。

議 長：５番から９番までは譲受人が同一で関連があるため一括して、事務局の説明をお願いし
ます。

事 務 局：５番から９番の申請地は、安浦町大字女子畑字竹之鼻〇〇〇〇番ほか１６筆、地目は田、
面積は合計で１０，７２２㎡の第２種農地です。転用の目的は、太陽光発電施設として利
用するため、売買するものです。規模等は、太陽光パネルが合計９５８枚、発電容量４９．
５ｋｗを６か所設置する計画で、全量自家発電となるため事業計画書の提出があり、中国
電力との発電設備等に関する契約については、契約済となっております。関係法令につい
ては、都市計画法による開発許可及び宅地造成等規制法による許可は不要であり、農振農
用地域には指定されておられません。また、転用面積が３，０００㎡を超えるため、広島
県農業会議に意見聴取します。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

平 本 委 員：推進委員 平本です。日当たりの良い場所で、周りには多くの太陽光発電設備があり
ます。元が水田地域で用水路は整っています。ご審議よろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可意見と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可意見と決定し、広島県農業会議で異議ない旨の答申を行ったと
きに許可します。

議 長：次に議案第３９号「農地法第５条の規定による許可条件の履行延期承認申請について」
を議題とします。１番について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局：１番の農地については、太陽光発電施設に転用する内容で、農地法第５条の規定による
農地転用の許可を行っています。申請の事由につきましては、再エネ特措法に基づく説明

会の実施のため、工事期間を令和7年11月30日まで延長したい旨の承認申請が出されたものです。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

平 本 委 員：推進委員 平本です。申請地は、川尻町寒風から安浦町方面に進み神田造船社員寮を右折し500m程の場所になります。事務局の説明のとおり地元説明会がされていなかったため、今回300m以内の者に対し説明会を実施しました。排水については、U字溝と取水弁を設置し、排水路を確保します。ご審議よろしくお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、承認と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、承認と決定します。

農林水産課着席

議 長：次に議案第40号「地域計画の策定に係る意見聴取について」を議題とします。農林水産課の説明をお願いします。

農 林 水 産 課：本案件は、地域計画を変更するにあたり、農業経営基盤強化促進法第19条第6項の規定に基づき、農業委員会のご意見を伺うものです。頂いたご意見については、今後の業務の参考とさせていただきます。それでは、まず地域計画自体のことですが、地域農業の将来像として各地域において策定している「人・農地プラン」が、農業経営基盤強化促進法の改正により「地域計画」に変わりました。地域で守ってきた農地のうち、将来にわたって守るべき農地を次の世代に引き継いでいくために、将来誰が農地を利用し守っていくのか、地域農業をどのように維持・発展していくのか等について、地域の将来像として明確にしたものが「地域計画」となっており、呉市においては、令和7年3月に農業振興地域の農用地区域を地域計画の区域として設定して策定しています。それでは今回の変更内容についてご説明いたします。この度変更しようとする地域計画は「蒲刈・下蒲刈地区」、「豊浜・豊地区」、「音戸・倉橋地区」、「川尻・安浦地区」の4地区になります。配布しております資料の赤字部分が変更する部分となります。変更内容は大きく分けて3つあります。まず1つ目が、地域計画様式の4にあります「地域内の農業を担う者一覧」に新規で2名追加し、該当する農用地の目標地図を追加しております。追加した2名のうち1名は蒲刈で営農されている新規就農者の〇〇〇〇さんで、国事業の「新規就農者育成総合対策」の活用にあたり地域計画に位置づけられることが要件となっているためです。

もう1名は豊浜にて営農されている〇〇〇さんで、農地中間管理機構を介した農地の賃借のため、地域計画に位置づける必要が出てきたためです。2つ目の変更は、「果樹経営支援対策事業」に係る記述の追加です。「蒲刈・下蒲刈地区」、「豊浜・豊地区」、「音戸・倉橋地区」において「果樹経営支援対策事業」を実施する予定でありますので、事業の実施に対応するため、地域計画の様式の3の下側にあります任意記載事項に果樹振興の記載事項を追加したことによるものです。続いて3つ目の変更は、農業振興地域整備計画の変更に伴う地域計画の変更です。農業振興地域整備計画の変更を行うにあたっては、事前に地域計画を変更する必要があります。現在、農業振興地域整備計画の変更手続きを進めているところであり、来月の総会に議案として意見照会をさせていただく予定で動いております。上程する農業振興地域整備計画の変更の内容については、農用地区域からの除外申請に係るものなので、これに合わせて申請農用地を地域計画の区域から連動して削除するものです。以上が今回の地域計画の変更内容となります。今後のスケジュールとしましては、JA等関係機関への意見聴取を経て、地域計画の案を2週間縦覧した後、地域計画の変更というはこびとなります。以上で地域計画の変更についての説明を終わらせていただきます。ご意見がございましたらお願い致します。

議長：ただいま農林水産課から説明のありました「地域計画」について、ご質疑、ご意見ありませんか。

竹内委員：15番 竹内です。新規就農者に認定されるのは、特別な者でないと出来ないのですか。新たに農業を始めた者が経営を安定させるため農地を探していますが、農地の情報（所在地・耕作状況など）が不足しており、斡旋出来ない現状があります。このリストに記載の無い者は、中間管理事業を活用する事が出来ない。意欲ある農業者も同様に扱って頂ければ良いと思います。

岡本委員：12番 岡本です。以前、広島市出身の新規就農者に中間管理機構を通じて農地の集積を行いしました。新規就農者に、かなりの面積を任せて大丈夫かとの話をしたのを覚えています。ここでの担い手は、広島県果実連の研修を受けた者だけを安易にリストアップしている。本来の担い手の資料ではない。しかも、データに古いものも含まれている。宮盛農園での研修後呉市外へ出て行った者の氏名が残っている。

農林水産課：この地域計画が最終形ではありません。現状に併せ、柔軟に更新を行います。

議長：その他、ご意見はありませんか。

議長：場：なし。

議長：場：ないようですので、農林水産課の説明のとおりとしてよろしいですか。

議長：場：異議なし。

議 長：それでは、説明のとおり決定します。

農林水産課退席

議 長：次に報告事項に入ります。事務局の説明をお願いします。

事 務 局：市街化区域内の農地について、この１か月間に農地の転用届出に関する専決処理規程により受理したもので、報告事項第１号の農地法第４条の規定による届出が３件、報告事項第２号の農地法第５条の規定による届出が７件ございましたので、報告します。最後に、この１か月間に非農地判断等に関する事務決裁規程により処理したもので、報告事項第４号の非農地判断について４７件を通知しましたので報告します。

議 長：報告事項について、ご質疑ありませんか。

議 場：質疑・意見なし。

議 長：その他、何か説明事項などありませんか。

事 務 局：「令和７年度農地台帳に関する調査について」説明。

事 務 局 次 長：農業委員会の法令順守の実施および今後の対応について（資料２）をご覧ください。裏面を見ていただいて、他都市の事案ですが、今年度、農地利用最適化推進委員による自己所有農地への不法投棄における逮捕・起訴の不祥事が発生しています。行政委員会である農業委員会は、法令順守による公正・公平な職務を行い、とりわけ農地制度の適正な執行に努めなければなりません。皆様におかれましては、日頃より十分に気をつけておられると思いますが、農業委員及び農地利用最適化推進委員は特別職の地方公務員であることを認識し、このような事案が発生しないよう、今一度、法令順守を徹底していただきますようよろしくお願いいたします。

議 長：今までをとおして、何かご意見・質問ありますか。

議 長：今月出席した会議について報告します。８月１８日は、広島市で広島県農業会議の常設審議会が開催され出席しました。以上、会長として出席したことを報告します。

議 長：それでは、次回の日程を申し上げます。

次回、令和７年第９回総会は、９月３０日 火曜日 午後２時 から

場所は、呉市役所 ７階 ７５１から７５４号室です。

議

長：以上で令和7年第8回呉市農業委員会総会を閉会します。

本日のご審議，ありがとうございました。

(午後3時30分)

以上は，令和7年第8回呉市農業委員会総会の内容に相違ないことを証明する。

令和 7 年 月 日

呉市農業委員会 会 長

呉市農業委員会 委 員

呉市農業委員会 委 員